

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和4年4月7日(木) 午前10時00分～午前10時20分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員
- 5 出席委員(8名)
1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 4番：巽 茂樹 委員
5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員
8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 欠席委員(1名)
3番：木原 早智子 委員
- 7 職務のため出席した者
局長 : 高田 隆慶
局次長 : 吉田 武史
主任 : 谷本 大輔
主査 : 山藤 妃富美
係員 : 森本 翔太
係員 : 河坂 章志
- 8 議案・報告等
(1) 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
(2) 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寿内隆史

署名委員

森 茂樹

署名委員

田原 喜信

令和4年4月7日（木）午前10時00分～午前10時20分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和4年第2回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、 4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p>
会長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件」についてです。 それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第3号の議案書をご覧ください。添付資料の9ページをご覧ください。</p> <p>本件については、賃貸借の合意解約により、令和4年2月15日付けで農地法第18条第6項の規定による通知書を受理していた案件でございます。</p> <p>場所及び土地の状況につきましては添付資料にて地図及び写真をご覧ください。</p> <p>続きまして8ページをご覧ください。</p> <p>本件は、隣接する729番1の土地から車輛の通行を行う予定であり、729番1が接している729番15の道路が私道（わたくしどう）であることから、通行について所有者代表から承諾を取っております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>

中道委員	一応確認ということなんですけども、8ページでご紹介いただいた私道通行に関する承諾書というのが今回の農地転用届出に添付されているんですけども、これ、まだ1年間ですけども、私道通行に関する承諾書というものが添付されている5条転用というのを初めて見たんですけども、その農地転用の目的によって、こういった隣接私道通行承諾書というものが必要になるんでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。本件につきましては、元々私道であるということ届出の際に聞いておりましたので、なおさらこれを取らないわけにはいかなかったというところでございます。
中道委員	そしたら、農地転用の目的に応じて、例えば車輛通行を隣の土地からしないといけないという場合は、こういった承諾書というものが添付を、手続きとして求められる、そういう理解でしょうか。
事務局	はい。
中道委員	わかりました。
異委員	この1ページの図面のオレンジが、この私道はどこにあるんですか。
事務局	こちら丸45となっているところの右側の道路でございます。
異委員	オレンジが当該物件ですね。これが私道。
会長	コンビニの近くです。
異委員	ここコンビニやな。本件、何で私道通らなあかんの。163に面してるんちゃうの。
事務局	163には面してないです。
異委員	面してないの。え、何で。
事務局	細い方からの道でないと車輛が通れないです。

巽委員	これ道路でしょ。立て看板は本件土地ですか。
中道委員	本件土地で撤去済みです。
巽委員	それやったら、これ面してるということでだめなんですか。
岩田委員	交差点から5メートル以内は切られへんから、道路作られへんのです。それで多分、裏から入るようにしてるやんと思います。5メートル以内あかんのです。
会長	5メートルでしたっけ。
岩田委員	5メートルです。
会長	今のルールでいったらそうなる。
浅田委員	今回宅地にするんで私道通行の承諾書取ってるんですけど、今まで従前は畑作ってたはったんやね、そこで。今までは、私道通って入ってはったんじゃないですか。その時は、承諾書とか無しで通ってはったということですか。改めて宅地するにあたって承諾書があると。従前、畑作ってる時にも通ってるのに、その時は何らかの話はしてると思うんですよね。無断で通ってたなら地主怒るし。その時、口頭かどうかわからないですけど、話がついてると。勝手に通ったら絶対言われると思うんですよ。その時にも承諾書取ってて、宅地にするからまた承諾書があると、そういうことでよろしいか。
事務局	今回転用目的が資材置場。この畑だった時代は歩道から行き来していた、そのように思われます。
中道委員	おそらくね、この承諾書っていうのは誰に出してるかっていうと、新たに土地を買う者に対して通ってもいいよ、という承諾書を出している。なので、まさに今回新たに土地を買う人に通ってもいいっていう正式な書類として出していると思うんで、
中道委員	前の百姓さんに通ってもええよ、というのんとはちょっと違うきっちりした手続きになるんかなということですね。
事務局	はい。おっしゃるとおりです。

会長	よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてです。それでは、事務局説明願います。
事務局	はい。本件は、相続に伴う農地の所有権取得につき、農地法第3条の3第1項の規定の届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。届出内容につきましては、報告第4号の議案書をご覧ください。場所及び土地の状況につきましては添付資料の中の報告第2号の地図・写真をご覧ください。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。
中道委員	意見ということでもないですが、この報告の感想なんですが、373 m ² を3人で相続されるということで、また細分化というかそういう風になってしまうのかなという、まあ相続のことですのでやむを得ないことではありますけれども、そういう都市農地の宿命なのかなという考えを持ちました。感想です。
会長	<p>分筆してないんでましなのかなと。僕の想像ですけど、この3人の誰かがあとの残りの2つを取得するような形になるのかな。もしくは、もうそのまま売ってしまうのかな、と思うところですよ。</p> <p>他に何か質問ございませんでしょうか。いいですかね。</p> <p>それでは、本日の委員会はこれで閉会させていただきます。</p>